

【窓口メモ】(3)

「11春闘：事業会社第2回交渉 ユニオンの主張(3)」

「3、労働時間短縮及び増員要求」の主張

郵政民営化路線の中で、日本郵政グループ4会社で働く労働者の雇用は、正規雇用から非正規雇用への置き換えが急速に進められてきました。とりわけ郵便事業会社は非正規比率が高く、10年度新たな正社員登用が行われたものいぜん日本有数の非正規企業となっています。くわえて現場で人員不足は深刻です。JPSをはじめとしたあいつぐ減員措置、退職後の欠員の不補充が当たり前となっています。その結果、現場では、サービス労働が蔓延し、時間外労働の増加が続いています。私たちが取り組んだ春闘アンケートの結果、「職場で強いストレスを感じる」方が全体の9割を占め、「要員不足」の解決を求める声が正規、非正規を問わず多く寄せられています。要員不足は、国民・利用者へのサービスの低下にも直結し、民営分社化以降の苦情の激増を解決するためにも早急に手だてをうつ必要があります。その第一は、大幅な正社員の増員以外ありません。

今年度未定年・勸奨退職者数を明らかにし、それに対する要員確保についての考え方を明らかにされたい。

正社員の増員の内容についての主張を行います。正社員の増員については、まず現在の厳しい雇用状況を認識するとともに大卒、高卒を問わず、通年的に新卒者の採用枠を拡大すべきです。この点では、会社が、平成24年度の新規採用をゼロとすることについては、ユニオンとしては明確に反対であり、見直しを検討されることを求めるものです。

また、別記要求している正社員登用の拡大を行うことを求めます。

次に労働時間短縮について主張します。

一昨年来、郵政ユニオンは所定内労働時間の短縮、また所定外労働時間の削減による総実労働時間の短縮を要求しています。昨年回答では、30分の休息時間を理由に他企業比較において要求に応じていません。しかし、いうまでもなく、休息時間は必ず取得すべきものとなっていません。あくまで手すき時間に与え、繰り越しては付与できないものです。むしろ実態では、休息はおろか休憩時間もくい込んでの労働が強いられています。そういった点で、会社がいう30分休息時間は、実態的にはありえないものであり労働時間短縮要求に応えない理由として成り立ちえないものです。まず、この点について改めて会社の見解を伺います。また、労働時間短縮に応じられない他の理由があれば説明を求めます。

厚生労働省は、「平成22年の一人平均月間総実労働時間は、規模5人以上で前年比1.4%増の146.2時間となった。総実労働時間のうち、所定内労働時間は、0.7%増の

136.2時間となった。所定外労働時間は、9.0%増の10.0時間となった。月間の時間数を1.2倍して年換算すると、総実労働時間は1,754時間、所定内労働時間は1,634時間となった（平成21年:総実労働時間1,733時間、所定内労働時間1,622時間）。」ことを発表しています。

一方、郵便事業会社の所定内労働時間は、厚生労働省の調査によると月間総実労働時間は2009年度172.1Hとなっています。2010年度に入ってからさらに拡大し総実労働時間は、174.5Hとなっています。うち所定内が151.1H、所定外が23.4Hとなっており、所定内、外とも全産業と比較する長時間労働は歴然としています。他産業と比較し、郵便業はトップの長時間産業となっており、労働時間短縮は急務の課題となっています。

会社に伺います。現在の郵便事業会社の総実労働時間、うち所定内労働時間、所定外労働時間を明らかにしてもらいたい。また、他産業と比較しどのような水準と認識されているのか、また、労働時間短縮にむけた考え方と具体的なプランについて説明を求めます。

### 「3、労働時間短縮及び増員要求」の主張についての補助説明資料

#### I. 全産業平均労働時間の実態

- ① 平成22年総実労働時間  
146.2時間（月間）  
1,754時間（年間）事業規模5人以上
- ② 所定内労働時間  
136.2時間（月間）  
1,634時間（年間）事業規模5人以上
- ③ 所定外労働時間  
10時間（月間）  
120時間（年間）事業規模5人以上

#### II. 郵便業・運輸業従事労働者の平均労働時間の実態

- ① 平成22年度平均総実労働時間  
174.5時間（月間）  
2,094時間（年間）
- ② 所定内労働時間  
151.1時間（月間）  
1,813時間（年間）
- ③ 所定外労働時間  
23.4時間（月間）  
281時間（年間）

#### III. 郵便業と全産業比較

- ① 総実労働時間  
郵便業340時間の長時間労働
- ② 所定内労働時間  
郵便業179時間の長時間労働
- ③ 所定外労働時間  
郵便業161時間の長時間労働

（以上、毎月勤労統計調査 平成22年分結果確報より）